

## 令和4年度 建設工事に係る入札契約制度の改正について

本市上下水道局では、いわゆる「新・担い手三法」の趣旨等を踏まえた制度改正を行ってきましたが、令和3年度までの入札状況等を踏まえ、建設工事について下記のとおり制度改正を行います。

### 制度改正

- ・土木一式工事の入札方法等を一部変更します（試行）

令和4年4月13日

大分市上下水道局 上下水道部 総務課 契約監理室

## 土木一式工事の入札方法等を一部変更します(試行)

本市上下水道局発注の設計金額が 4,000 万円以上 1 億円以下の下水道管渠の開削工事の入札について令和 4 年度から一部入札方法等を変更します。

(変更点)

年度当初については、「大分市建設工事競争入札参加資格審査要綱」に定められているとおり、土木一式工事の等級がA等級の業者のみ参加できることとします。ただし、入札不調となった場合は、その後に入札公告を行う案件については、土木一式工事の等級がB等級の業者のうち同業種の平均完成工事高が対象案件の設計金額(税抜)以上の業者についても参加できることとします。

【入札参加者基準(土木一式工事のうち設計金額 4,000 万円以上 1 億円以下の下水道管渠の開削工事)】

	現行	改正後
設計金額 4,000 万円以上 1 億円以下	A等級 <u>B等級※</u>	A等級
		上記入札が不調の場合
		A等級 <u>B等級※</u>

※土木一式工事の平均完成工事高が対象案件の設計金額(税抜)以上の業者に限る。

◆ 令和4年4月1日以降に入札公告を行うものから適用します。

## 令和4年度 建設工事及び建設コンサルタント業務等に係る 入札契約制度の改正について

本市上下水道局では、平成29年度から最低制限価格制度について、中央公共工事契約制度運用連絡協議会(中央公契連モデル)等に準拠した算定方法を実施しており、また、低入札価格調査制度については令和3年8月1日から適用を開始しておりますが、今般、国等においてダンピング対策の更なる徹底に向けた見直しが行われたことを踏まえ、本市上下水道局においても改正を行います。

### 1. 低入札価格調査基準価格の算定及び失格基準の算定の見直しについて

#### (1) 調査基準価格の算定について

	経費	現行	改正後
設計金額に乗じる率	直接工事費	97%	変更なし
	共通仮設費	90%	
	現場管理費	90%	
	一般管理費等	55%	68%

#### (2) 失格基準の算定について

	経費	現行	改正後
設計金額に乗じる率	直接工事費	87%	変更なし
	その他経費	70%	74%

◆ 令和4年5月1日以降に入札公告を行うものから適用します。

### 2. 最低制限価格制度の算定の見直しについて

#### ○最低制限価格の算定について

	経費	現行	改正後
設計金額に乗じる率	直接工事費	97%	変更なし
	共通仮設費	90%	
	現場管理費	90%	
	一般管理費等	55%	68%

◆ 令和4年5月1日以降に入札公告又は指名執行通知を行うものから適用します。

## 令和4年度 建設工事に係る入札契約制度の改正について

建設業は、若年入職者の減少等により就業人口が減少し、依然として入札不調が発生していることから、将来的な担い手不足や入札不調による事業の円滑な実施への影響が危惧されています。

こうした状況の中で、より円滑な事業の実施を図るため、以下のとおり制度の改正を行います。

### 制度改正

1. 現場代理人の常駐義務の緩和措置を見直します（試行）
2. 専任配置可能技術者に係る入札方法の見直しについて

令和5年1月6日

大分市上下水道局 上下水道部 総務課 契約監理室

## 1. 現場代理人の常駐義務の緩和措置を見直します(試行)

建設工事の現場代理人について、本市上下水道局が特に認める場合に限り、他の工事の現場代理人との兼任を一部認め、その常駐義務の緩和措置を試行しています。

今般、建設業法施行令の一部を改正する政令により、現場ごとに主任技術者又は監理技術者を専任で配置することが必要となる請負代金額が引き上げられたことから、現場代理人の兼任要件についても、下記のとおり見直しを行います

### 【現場代理人の兼任を認める要件】

	現行(令和4年12月まで)	改正後(令和5年1月から)
対象工事	いずれの工事也大分市上下水道局が発注する工事であること、又は一方の工事が大分市の発注であること、かつ兼任対象の工事である旨、特記仕様書で明示したもの。	現行どおり
工事の件数	原則、2件まで。ただし、工事請負代金がいずれも500万円未満の場合に限り3件まで。	現行どおり
対象工事箇所の相互距離	市内であれば兼任可能	現行どおり
工事費の総額	各工事請負代金(消費税及び地方消費税を含む。)の合計が <u>3,500万円未満</u> であること。 (建築一式工事の場合は <u>7,000万円未満</u> であること。)	各工事請負代金(消費税及び地方消費税を含む。)の合計が <u>4,000万円未満</u> であること。 (建築一式工事の場合は <u>8,000万円未満</u> であること。)

- ◆ 令和5年1月1日より、請負契約の時点にかかわらず、本市上下水道局が兼任を認めるすべての工事について適用します。

## 2. 専任配置可能技術者に係る入札方法の見直しについて

本市上下水道局では、建設工事の一般競争入札において予定価格(消費税及び地方消費税を含む。)が、建設業法で技術者の専任配置が求められる請負代金額以上であった場合に、競争入札参加資格申請時に専任配置可能技術者(※注1)の届け出を求めています。今般、建設業法施行令の一部を改正する政令により、現場ごとに主任技術者又は監理技術者を専任で配置することが必要となる請負代金額が引き上げられたことから、下記のとおり見直しを行います

	現行	改正後
対象となる入札	要件設定型一般競争入札により発注する建設工事のうち、予定価格が3,500万円(建築一式工事は7,000万円)以上のもの	要件設定型一般競争入札により発注する建設工事のうち、予定価格が4,000万円(建築一式工事は8,000万円)以上のもの
専任配置可能技術者の届出を求める基準	入札金額に100分の110を乗じて得た額が3,500万円(建築一式工事は7,000万円)以上	入札金額に100分の110を乗じて得た額が4,000万円(建築一式工事は8,000万円)以上 ※注2
専任配置可能技術者の届出方法	「配置予定技術者の資格・建設工事等経験」様式第4号(その1)を提出 ただし、入札金額に100分の110を乗じて得た額が3,500万円(建築一式工事は7,000万円)未満となる場合においては専任配置可能技術者の届出は不要	「配置予定技術者の資格・建設工事等経験」様式第4号(その1)を提出 ただし、入札金額に100分の110を乗じて得た額が4,000万円(建築一式工事は8,000万円)未満となる場合においては専任配置可能技術者の届出は不要※注2

※注1 発注工事の契約書類提出日(落札決定通知日から7日以内)において、確実に専任配置が可能な主任技術者又は監理技術者をいいます。

※注2 競争入札参加資格申請時に専任配置可能技術者を届け出していたが、入札金額に100分の110を乗じて得た額が4,000万円(建築一式工事は8,000万円)未満となる入札をした場合には、専任の配置を求めず、届け出していた技術者以外の技術者を配置することも可能です。

◆ 令和5年1月1日以降に入札公告を行うものから適用します。